

北杜市エコな農産物等認証マーク使用基準

(目的)

第1条 この基準は、北杜市エコな農産物等認証要綱（令和4年北杜市告示第34号以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき市長の認証を受けた者（以下「認証取得者」という。）が、別紙記載の「北杜市エコな農産物等認証マーク」（以下「認証マーク」という。）を使用するに当たり、その適正な使用のために必要な事項を定める。

(認証マークを使用できる者)

第2条 認証マークを使用できる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 要綱第6条の規定に基づき認証の決定を受けた者（以下「認証取得者」という。）
- (2) 要綱第6条の規定に基づき認証された農産物等（以下「認証農産物等」という。）を取り扱う農業協同組合、農産物直売所、卸売業、小売業、飲食店、食料品製造業、飲料製造業等
- (3) その他市長が認めた者

(認証マークの権利)

第3条 認証マーク及び認証マークの使用に関する一切の権利は、北杜市に帰属する。

(認証マークの使用目的)

第4条 認証マークは、認証農産物等のイメージアップに資することを目的に、次の各号に掲げる項目のために使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

- (1) 認証農産物等の出荷又は販売並びに飲食の提供において使用するとき。
- (2) 認証農産物等を原料に使用して製造等した食品等に使用するとき。
- (3) 認証農産物等の販売促進活動に使用するとき。
- (4) 認証取得者が認証された取り組みの紹介、PR等に使用するとき。
- (5) その他市長が認めたとき。

(認証マークの使用制限)

第5条 認証マークの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証マークを使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがある場合
- (2) 北杜市又は認証農産物等の信用や品位を害する恐れがある場合
- (3) 第三者の誤解を招き、又は利害を害する恐れがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合
- (5) 第1号から前号に規定するもののほか、その使用が不相当と認められる場合

(認証マーク使用の手続き等)

第6条 認証マークを使用するに当たっては、事前に認証マーク使用届出書（別紙様式第1号）並びに要綱第6条の規定に基づく「北杜市エコな農産物等認証

決定通知書」の写しを市長に提出しなければならない。

2 第2条第1項第2号及び第3号に該当する者が、前項の規定による届出をする場合は、当該規定にかかわらず、要綱第6条の規定に基づく「北杜市エコな農産物等認証決定通知書」の写しを提出する必要はないものとする。

3 市長は、前項の規定によらず認証マークを使用したこと（以下「無断使用」という。）が明らかになったときは、無断使用した者の氏名、名称、住所、所在地等を公表することができる。

(認証マークの使用期間)

第7条 認証マークの使用期間は、認証を受けている期間の範囲内とする。

(認証マークの使用料)

第8条 認証マークの使用料は、無料とする。

(認証マークの使用上の留意点)

第9条 認証マークの使用者（以下「使用者」という。）は、この基準を遵守しなければならない。

(事故、苦情等の処理)

第10条 使用者は、要綱第6条の規定に基づき届け出た後、自ら認証マークを使用した認証農産物等に関する事故、苦情、損害賠償等（以下「事故等」という。）が発生したときは、使用者の責において必要な措置を講じなければならないものとし、北杜市に対して補償を求めることはできない。

2 前項に規定する事故等については、北杜市はその責を一切負わないものとする。

(認証マークの使用状況調査及び指示)

第11条 市長は、認証マークの適切な保護及び管理に必要な範囲内において、使用者に対し、認証マークの使用状況について調査若しくは必要な報告を求め、又は認証マークの使用に関して必要な指示を与えることができるものとする。

(認証マークの使用禁止の措置)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、認証マークの使用禁止の措置を講じ、その結果を公表することができる。

- (1) 認証マークの使用手続きに不正があると認められたとき。
- (2) 認証マークを不正に使用したとき。
- (3) 認証マークを使用者固有のものとして誤解を与えるような使用をしたとき。
- (4) 信用を損なう行為等により、認証マークのイメージを失墜させたとき。
- (5) 第5条各号に該当することが判明したとき。
- (6) 第10条の規定による必要な措置を講じなかったとき。
- (7) 正当な理由がなく、前条に規定する調査若しくは報告を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (8) 要綱及びこの基準に反する使用をしたとき。
- (9) その他使用の目的に反する行為をしたとき。
- (10) 認証マークの使用届出書を提出した者若しくは認証マークの使用届出

書を提出した者の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 前項の規定に基づき、認証マークの使用が禁止された場合において、使用者又は使用者であった者は、この取消しによって直接又は間接に生じた損失を北杜市に請求することができない。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(事務の所管)

第14条 この基準に関する事務は、北杜市産業観光部商工・食農課が所管する。

附 則

この基準は、令和●年●月●日から施行する。



年 月 日

北杜市長 様

(申請者)
住所
氏名

北杜市エコな農産物等認証マーク使用届出書

北杜市エコな農産物等認証マーク使用基準第6条の規定により、次のとおり必要書類を添付して提出します。

○使用者の情報

・使用者の業種（該当する項目に☑を記入してください）

- 農業協同組合 生産者・農業法人 農産物直売所 卸売業
小売業 飲食店 食料品製造業 飲料製造業
その他（ ）

○使用目的

○認証マークの使途 ※例：包装資材、ポスター、チラシ等

○基本情報

氏名又は名称			
住所（所在地）	〒 -		
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			

○卸売業、小売業、飲食店、食料品製造業等の方は認証農産物等の産地（出荷元）並びに認証農産物等の使途を記入してください。

・産地（出荷元）※記入例：JA〇〇、〇〇生産組合、〇〇農園など

・認証農産物等の使途 ※記入例：認証農産物（りんご）を使用したパイなど

○認証マークの使用者情報（氏名、名称、住所又は所在地並びに認証農産物等の品目）を北杜市のホームページ等で公表することへの同意

- ・同意する ・同意しない